平成２８年（フ）第３９４号
神奈川県南足柄市向田427番地２　メゾンオーキッド202
債務者　牧之瀬義浩
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４０８号
神奈川県平塚市土屋2295番地の62、前住所三重県鳥羽市白木町368番地１
債務者　猪俣　和紀
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第９１号
青森県弘前市大字山崎２丁目１番地１　小林住宅15号
債務者　八木橋正信
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１６６号
千葉県白井市中218番地の27
債務者　中野　　寛
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第３６８号
神奈川県厚木市下荻野1476番地１　ソルローマ本厚木Ａ－220、前住所神奈川県厚木市三田南３丁目４番35号
債務者　山田　智也
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３７４号
神奈川県小田原市早川３丁目６番地の１　グリーンテラスハウスイソザキＡ－108号
債務者　江川　律子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４２０号
神奈川県秦野市菩提102番地の１
債務者　渡　喜久代
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６４号
北海道小樽市銭函３丁目314番地86
債務者　春木雄一朗
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１６号
岩手県遠野市新町３番19号
債務者　小嶋　美夏
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第４８号
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部76番地１　（南あけぼの10号－４）、前住所秋田県鹿角郡小坂町小坂字山崎２番地112
債務者　木村　麻美
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第４３号
茨城県行方市麻生3346番地11（新原西住宅28号室）
債務者　田村　吉明
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第６０２号
千葉県市原市白金町４丁目36番地１　タウンハイツ白金103
債務者　鈴木　浩隆
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６１８号
千葉県船橋市芝山１丁目34番５号　レオパレスプリマベーラ201号
債務者　吹原智亜紀（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６２６号
千葉市若葉区貝塚町1091番地18　レオパレスモナーロ103号
債務者　篠﨑　信一
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４０号
山梨県富士吉田市下吉田５丁目４番10号
債務者　相川　聡恵
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
山梨県富士吉田市新西原２丁目21番４号　オクウラアーバンハイツ203号
債務者　荒井美由紀
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係